

# 緑化事業助成実施要領

## 第1条 事業の目的

この事業は、市民の自発的協力により寄贈・提供された「緑の募金」を身近な緑化の推進や森林の整備、さらには緑の募金活動に対する市民のより一層の理解と協力を得て、市内の緑化推進に資することを目的とする。

## 第2条 事業内容及び実施基準

那須塩原市緑化推進委員会（以下「市緑推」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業について助成を行うものとする。

### 1 助成対象事業

- (1) 緑化推進のために樹木を植栽する事業及びこれに類する事業
- (2) 森林及び樹木の育成のためのイベント事業

### 2 事業主体

前項対象事業の実施主体は、各種団体とする。

### 3 実施上の要件

事業内容が市内の緑化推進に資するものと認められるものとする。

### 4 助成額

1 事業につき5万円以内とする。

## 第3条 助成の制限

事業助成の希望者が多数の場合は、新規希望者を優先するものとする。

## 第4条 事業の実施手続き

事業の実施手続きは、次のとおりとする。

- 1 事業主体は、市緑推に緑化事業助成金交付申請書（様式－1）を提出するものとする。
- 2 市緑推は、前項の事業内容を審査し、内容が妥当であると認められる場合は、緑化事業助成金交付決定書（様式－2）により助成金額を事業主体に通知するものとする。
- 3 事業主体は、事業完了後30日以内に緑化事業助成実施報告書（様式－3）を市緑推に提出するものとする。

## 第5条 事業の実施

事業主体は、緑の募金の趣旨を充分尊重し、事業の適正な執行及び管理に努めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。